



～あなたも民商の共済会に～
会員・配偶者は無条件で加入可
同居家族、従業員も加入可

月1,000円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2016/9/12

NO.189 村上市九日市129-1

村上民主商工会

☎66-8110 FAX66-8126

9月のなんでも相談会

日時 9月29日(木) 午後2時から 場所 民商事務所
※相談希望の方は、事前に電話予約をお願いします。

国保税、市税、消費税、記帳相談、資金繰り、労災保険、社会保険、滞納問題など、どんな相談でも受付します。民商へお気軽にご相談ください。



- 「換価の猶予」の活用を**
- 税金が払えず困っている方は
換価の猶予は、こんな場合に活用できます。
◆消費税が一度に払えない。差し押さえの
処分になります。
◆消費税の先払いにあたる中間申告の納税
が無理だ。
◆所得税や源泉所得税の納税が難しい。
◆市・県民税や国保税の納税もできない。
◆社会保険料が高すぎて納付できずに、差
し押さえされている。

換価の猶予の活用をすると…

- ①申請に必要な書類を税務署に提出。
- ②許可されると差し押さえがストップ。
- ③延滞税の全部または一部が免除に。
- ④猶予期間は最大2年。従来の制度とあわ
せれば最大4年。

第7回 「立憲主義と憲法9条を 守る新潟県の集い」に参加を

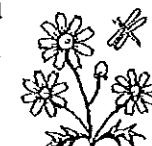
かご編み会を開催しました！

6日午後から夕方まで、かご編み会を開き女性4名が参加しました。編み方を教えてくださる先生は会員さんの奥さんです。初めての方や、再度習いたい方が集まり、「編んでいると夢中になるね」と久しぶりのかご編み会であつという間の時間を過ごしました。参加希望の方は、民商に連絡を。



第2回目は…
9月13日(火)
午後1時30分から

民商事務所で行います。



日 時	9月11日(日)	午後1時30分
会 場	新発田市民文化会館ホール	
入場料	500円	
講 師	上智大学教授	
	中野晃一さん	

※参加希望の方は、民商事務所に
入場券がありますのでお求めください。



10月の無料法律相談会

10月11日(火)午後1時30分から

弁護士 新潟中央法律事務所 足立定夫弁護士

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。

・無料法律相談は偶数月の開催です。
(9月はお休みです)

・緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
事務局まで連絡を。